

鹿 児 島 県 公 報

平成20年10月31日（金）第2442号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○母子保健法施行細則の一部を改正する規則（※）	（子ども課取扱い） 1
○鹿児島県契約規則の一部を改正する規則（※）	（会計課取扱い） 2
告 示	
○鳥獣保護区の指定（※）	（環境保護課取扱い） 3
○鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※）	（環境保護課取扱い） 3
○鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※）	（環境保護課取扱い） 3
○鳥獣保護区の存続期間の更新（※）	（環境保護課取扱い） 5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護保険課取扱い） 5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護保険課取扱い） 6
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い） 6
○土地改良区の役員の退任の届出	（農地整備課取扱い） 6
○県営土地改良事業の計画の変更（2件）	（農地整備課取扱い） 6
○団体営土地改良事業の工事の完了	（農地整備課取扱い） 7
○地籍調査の成果の認証	（農地建設課取扱い） 7
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定	（林務水産課取扱い） 7
○保安林の指定予定	（森林整備課取扱い） 8
○保安林の指定の解除予定	（森林整備課取扱い） 8
○休猟区の指定（※）	（森林整備課取扱い） 8
○特定猟具使用禁止区域の指定（※）	（森林整備課取扱い） 9
○公共測量の終了	（監理用地課取扱い） 10
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い） 10
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 11
○道路の位置指定	（北薩地域振興局取扱い） 11
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告（3件）	（市町村課取扱い） 11
○一般競争入札公告	（薬務課取扱い） 13
選 挙 管 理 委 員 会 規 則	
○公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則（※）	（選挙管理委員会取扱い） 15
人 事 委 員 会 規 則	
○委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 15
収 用 委 員 会 告 示	
○収用裁決申請事案に係る公示送達	（収用委員会取扱い） 15

規 則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第89号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和42年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円」を「15,001円」に、「80,000円」を「40,000円」に、「80,001円」を「40,001円」に、「140,000円」を「70,000円」に、「140,001円」を「70,001円」に、「280,000円」を「183,000円」に、「280,001円」を「183,001円」に、「500,000円」を「403,000円」に、「500,001円」を「403,001円」に、「800,000円」を「703,000円」に、「800,001円」を「703,001円」に、「1,160,000円」を「1,078,000円」に、「1,160,001円」を「1,078,001円」に、「1,650,000円」を「1,632,000円」に、「1,650,001円」を「1,632,001円」に、「2,260,000円」を「2,303,000円」に、「2,260,001円」を「2,303,001円」に、「3,000,000円」を「3,117,000円」に、「3,000,001円」を「3,117,001円」に、「3,960,000円」を「4,173,000円」に、「3,960,001円」を「4,173,001円」に、「5,030,000円」を「5,334,000円」に、「5,030,001円」を「5,334,001円」に、「6,270,000円」を「6,674,000円」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表注1中「及び同法附則第5条第3項」を「並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表注2中「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

別記第4号様式中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者」を加える。

別記第9号様式（表）中「第20条第6項」を「第20条第7項」に改め、同様式（裏）中「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に、「その他の帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の母子保健法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に係る部分に限る。）の規定は、平成20年4月1日以後の養育医療の給付に係る自己負担金について適用する。
- 3 改正後の規則別表第2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に係る部分を除く。）の規定は、平成20年7月1日以後の養育医療の給付に係る自己負担金について適用し、同日前の養育医療の給付に係る自己負担金については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現に改正前の母子保健法施行細則別記第4号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第90号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1471号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
神殿鳥獣保護区	南九州市川辺町神殿地内における川辺ダム止水堰上部管理用道路と県道鹿児島川辺線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と同県道（坂之上経由）との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道（坂之上経由）を同県道（坂之上経由）と南九州市と鹿児島市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と南九州市道田代火之河原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と同管理用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同管理用道路を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

鹿児島県告示第1472号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
長島鳥獣保護区（昭和53年10月30日鹿児島県告示第1366号の4をもって設定）	出水郡長島町下山門野地内における長島町道下山門野汐見線と国道389号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と県道長島宮之浦港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道葛輪瀬戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と長島町道山門野汐見線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

鹿児島県告示第1473号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
丸山公園鳥獣保護区（昭和53年10月30日鹿児島県告示第1366号の4をもって設定）	薩摩川内市樋脇町塔之原地内における薩摩川内市道金貝丸山線と薩摩川内市道牟礼永田線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道村子田鹿子田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道金貝尻牟礼線との同市樋脇町塔之原字丸山地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道金貝丸山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

溝辺小中学校 鳥 獣 保 護 区 （昭和53年10 月30日鹿児島 県告示第1366 号の4をもっ て設定）	霧島市溝辺町有川地内における霧島市道北原石原3号線と 県道伊集院蒲生溝辺線との交点を起点とし、同点から同県道 を同県道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点 から同国道を同国道と霧島市道北原石原3号線との交点方向 へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に 至る線によって囲まれた区域	平成20年 11月1日 から平成 30年10月 31日まで
金川岳鳥獣保 護区（平成10 年10月30日鹿 児島県告示第 1486号をもっ て設定）	奄美市住用町大字山間地内における奄美市住用町民有林6 林班、7林班及び9林班の三方界を起点とし、同点から同民 有林6林班と同民有林7林班との境界線を同民有林5林班、 6林班及び7林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三 方界から同民有林5林班と同民有林6林班との境界線を同境 界線上に設置してある金川岳鳥獣保護区1号境界柱設置点方 向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同民有林 6林班ア準林班の区域内の谷川（通称タキ川）に設置してあ る金川岳鳥獣保護区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置 点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と民有 林6林班と同民有林9林班との境界線上に設置してある金川 岳鳥獣保護区3号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向 へ進み同設置点に至り、同設置点から同境界線を同民有林6 林班、9林班及び10林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、 同三方界から同三方界と同民有林10林班ウ準林班内の区域 内の谷川に設置してある金川岳鳥獣保護区4号境界柱設置点 とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置 点から同谷川を同谷川と同民有林9林班と同民有林10林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同民有林9林班、10林班及び11林班の三方界方向へ進み同三 方界に至り、同三方界から同民有林9林班と同民有林11林班 との境界線を同境界線と同民有林9林班ア準林班と同林班イ 準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から 同境界線を同境界線と同民有林7林班及び8林班の区域と同 民有林9林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同 点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲ま れた区域	平成20年 11月1日 から平成 30年10月 31日まで
天降川岳鳥獣 保護区（平成 10年10月30日 鹿児島県告示 第1486号をも って設定）	霧島市隼人町住吉地内における国道10号と天降川右岸との 交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と霧島市農道 中川原1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農 道を同農道と霧島市道見次住吉線との交点方向へ進み同点に 至り、同点から同市道を同市道と霧島市隼人町住吉と同市国 分野口西との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、 同点から同境界線を同境界線と霧島市道天降川線との交点方 向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道サ ンあもり線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道 を同市道と霧島市道田方見次線との交点方向へ進み同点に 至り、同点から同市道を同市道と霧島市道大津見次線との交 点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市 道参宮線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を 同市道と霧島市隼人町見次と同市国分府中との大字の境界 線との同市国分府中字中須地内における交点方向へ進み同 点に至り、同点から同境界線を同境界線と天降川左岸との同 市国分	平成20年 11月1日 から平成 30年10月 31日まで

	府中宇木屋ノ下地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と霧島市道天降川東通り線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市隼人町住吉と同市国分野口町との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市隼人町住吉と同市国分野口との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市隼人町住吉と同市国分松木町との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市隼人町住吉と同市国分福島一丁目との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市隼人町住吉と同市国分福島二丁目との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市隼人町住吉と同市国分広瀬一丁目との大字の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
上場鳥獣保護区（平成10年10月30日鹿児島県告示第1486号をもって設定）	鹿屋市輝北町市成地内における鹿屋市輝北町林道第1仏山線と鹿屋市道溝口～上場線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道上に設置してある上場鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と鹿屋市輝北町畜産基地建設事業の排水路左岸に設置してある上場鳥獣保護区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同排水路左岸を上流へ進み上場鳥獣保護区3号境界柱設置点に至り、同設置点から同排水路左岸を上流へ進み鹿屋市と垂水市との境界線上に設置してある上場鳥獣保護区4号境界柱設置点に至り、同設置点から同境界線を同境界線と鹿屋市輝北町民有林54林班と同民有林56林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿屋市輝北町林道第1仏山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
福師岳鳥獣保護区（平成10年10月30日鹿児島県告示第1486号をもって設定）	鹿児島県大隅地域森林計画で定める鹿屋市吾平町民有林21林班及び22林班ウ準林班の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

鹿児島県告示第1474号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	存 続 期 間
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

鹿児島県告示第1475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション指宿	指宿市十二町2347番地	有限会社ソフィア・インターナショナル	鹿児島市和田一丁目31番31号	徳田 秀子	平成20年9月30日	訪問介護

鹿児島県告示第1476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション指宿	指宿市十二町2347番地	有限会社ソフィア・インターナショナル	鹿児島市和田一丁目31番31号	徳田 秀子	平成20年9月30日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第1477号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ファミリー調剤薬局	霧島市国分野口西19-30	平成19年8月31日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於東部土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 大休寺 守 曾於市末吉町南之郷7258番地5

鹿児島県告示第1479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備（農道整備）霧島中央地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年11月4日から同年12月2日まで

3 縦覧場所

霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第1480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）万膳地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年11月4日から同年12月2日まで

3 縦覧場所

霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第1481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、いちき串木野市が行う土地改良事業団体営元気な地域づくり交付金（旧：基盤整備促進）（区画整理）冠岳地区の工事が平成20年3月19日に完了した旨の届出があった。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1482号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
十島村	平成18年9月27日から 平成20年3月9日まで	地籍図及び地籍簿	十島村中之島の一部	平成20年 10月21日
徳之島町	平成18年5月9日から 平成20年1月26日まで	地籍図及び地籍簿	徳之島町諸田の一部	平成20年 10月21日
天城町	平成18年7月27日から 平成20年3月23日まで	地籍図及び地籍簿	天城町浅間の一部	平成20年 10月21日

鹿児島県告示第1483号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成20年10月31日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年11月12日鹿児島県告示第1867号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表阿久根市折口区域（阿久根市大字折口の地区）の項を削る。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
阿久根市折口区域 (阿久根市大字折口の地区)	(1) 主として磯建網漁業を営む漁業又は主として棒受網漁業を営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1484号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林予定森林の所在場所
大島郡伊仙町大字喜念字兼久2番1, 2番2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
公衆の保健
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び伊仙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1485号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所
大島郡伊仙町大字喜念字兼久2番2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県林務水産部森林整備課及び伊仙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1486号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
下甕東部休猟区	薩摩川内市下甕町手打地内における手打湾の海岸線と長川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同	平成20年 11月1日 から平成

県道を同県道と薩摩川内市道手打片野浦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道長浜手打港線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道手打蘭牟田港線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道西部1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と通称航空自衛隊下甕島分屯基地専用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同専用道路を同専用道路と薩摩川内市道長浜内川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市（旧下甕村）民有林42林班、43林班及び44林班の区域と同民有林50林班、52林班、53林班及び54林班の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市下甕町長浜と同市鹿島町蘭牟田との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市下甕町長浜小田地内における海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を長浜崎を経て起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	23年10月31日まで
--	-------------

鹿児島県告示第1487号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事

伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
野下特定猟具使用禁止区域	鹿児島市中山町地内における平治川右岸と滝ノ下川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸に設置してある野下特定猟具使用禁止区域（銃器）1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と鹿児島市農道野下パイロット5号線上に設置してある野下特定猟具禁止区域（銃器）2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット7号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット1号線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット9号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット6号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット8号線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット2号線との南側の交点方向へ進み同点に至る線によって囲まれた区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで	銃器

	至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市農道野下パイロット1号線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と平治川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
中之里・大野原特定猟具使用禁止区域	日置市吹上町中之里地内における日置市道苜岡今田線と日置市道苜岡線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と国道270号との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道北田布施線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道大塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と日置市道中原田布施線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と日置市道苜岡今田線との最も南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで	銃器
永野特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市宮里町、隈之城町及び青山町地内における陸上自衛隊川内演習場の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで	銃器

鹿児島県告示第1488号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、防衛省熊本防衛支局長から平成20年8月5日鹿児島県告示第1220号で告示した公共測量の実施は、平成20年10月10日終了した旨の通知があった。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年10月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市宮之浦町976番1地先から959番1地先まで	前	11.5～50.3	328.0
			後	11.5～50.3	328.0
	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字古市3483番地先から同市吾平町上名字五反田7576番1地先まで	前	6.4～15.8	213.6
			後	6.4～15.8	213.6
			後	7.0～18.2	220.0
	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字谷川3317番6地先から3330番4地先まで	前	7.0～9.8	161.2
			後	14.0～17.9	160.0

長島宮之浦港線	出水郡長島町浦底字平2563番5地先から同町浦底字本落2363番6地先まで	前	4.4～32.6	863.0
	出水郡長島町浦底字平2558番1地先から同町浦底字本落2363番6地先まで	後	10.8～44.0	860.0

鹿児島県告示第1490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成20年10月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	389号	出水郡長島町城川内字上里2976番5地先から2964番1地先まで	平成20年10月31日
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字古市3483番地先から同市吾平町上名字五反田7576番1地先まで	
	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字谷川3317番6地先から3330番4地先まで	
		大島郡天城町大字兼久字前組1358番1地先から同町大字兼久字中組1265番2地先まで	
	伊仙天城線	大島郡天城町大字兼久字兼久1053番1地先から1110番5地先まで	
		出水郡長島町浦底字平2558番1地先から同町浦底字本落2363番6地先まで	
	長島宮之浦港線	出水郡長島町平尾字津山4454番1地先から4452番1地先まで	

北薩地域振興局告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年10月31日

北薩地域振興局長 丸岡憲治

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成20年10月16日	東京都あきる野市小川東一丁目9番地10 本田康夫	薩摩郡さつま町虎居町1780番15号及び1781番10号	4.00メートル～4.81メートル	99.25メートル

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の法人から特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて

縦覧に供する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人LCL
- 3 代表者の氏名
立神裕樹
- 4 主たる事務所の所在地
枕崎市園見本町663番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者までのすべての人々に対して、フィットネスに関する事業を行い健康の維持・増進を図り、あわせて幼児・児童にはダンスを通じた健全育成、青少年には国際交流等を通じたグローバルな視点で活動できる指導者養成等の事業を行うことにより、地域福祉の増進や地域活性化に寄与することを目的とする。

.....

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の法人から特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人精神障害者自立支援センターつくしの会
- 3 代表者の氏名
小原武
- 4 主たる事務所の所在地
いちき串木野市上名5167番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者等社会的弱者及びその家族に対して、就労・作業支援並びに生活支援に関する事業を行うとともに、一般市民に対して、精神保健思想の普及・啓発活動を行うことにより公益の増進に寄与することを目的とする。

.....

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の法人から特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鹿児島市精神保健福祉推進の会・かれん鹿児島
- 3 代表者の氏名
山川伯明

- 4 主たる事務所の所在地
鹿児島市和田町806番地 5

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対する社会参加の支援活動と精神障害者の家族に対する支援活動に関する事業を行うと共に一般市民に対する啓発活動に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成20年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量

業務行政事務オンラインシステム用機器等：ネットワーク接続ストレージ1台、外付けMOドライブ14台、アプリケーション実行ツール（dbMagicClient V10）17台

- (2) 借入をする物品等の特質等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

入札説明書による。

- (4) 納入場所

鹿児島県庁保健福祉部業務課

- (5) 借入期間

平成20年12月1日から平成25年11月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成20年11月10日午後5時15分までに3の(3)のイの(ア)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月13日（木）午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎4階）出納局管理調達課入札室

- (3) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- （ウ） 交付場所 鹿児島県保健福祉部薬務課薬務係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- （エ） 交付期限 平成20年11月10日午後5時15分
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
免除する。
- 6 入札の無効
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格
設定しない。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先
鹿児島県保健福祉部薬務課薬務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2806

選挙管理委員会規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第4号

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の17の項を次のように改める。

17	削除
----	----

別表第2に次のように加える。

189	社会福祉法人蒼寿会養護老人ホームなごさ園	奄美市名瀬大字朝仁481番地
-----	----------------------	----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第7号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表菱刈町の部及び大口伊佐衛生管理組合の部を削る。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

収用委員会告示**鹿児島県収用委員会告示第21号**

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成20年10月31日

鹿児島県収用委員会会長 染川周郎

1 通知すべき書類の名称

平成20年10月17日付け鹿収第78号の「徳之島用水（一期）農業水利事業徳之島ダム建設工事及びこれに伴う町道付替工事」に係る審理の開催通知

2 通知を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 住所 行方不明ただし住民票記載住所

鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝1132番地

氏名 岩木 輝喜

(2) 住所 行方不明ただし土地の登記記録記載住所

埼玉県浦和市白幡467番地

氏名 岩本 明

- (3) 住所 行方不明ただし土地の登記記録記載住所
埼玉県浦和市太田窪一丁目7番3号

氏名 飯田 田鶴

3 通知すべき書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理用地課用地対策室内）に保管しており2に掲げる者にいつでも交付する。

なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成20年11月20日をもって通知があったものとみなされる。